

議案第 12 号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を整備する。

2 改正内容

育児休業等に関する法律の一部改正による条ズレに伴い、日野町職員の育児休業等に関する条例の第17条内の同法律条項を改正する。

3 附則

施行期日 令和7年4月1日

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第17条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合において、かつ、2時間から当該育児時間を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第17条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合においては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。